

《相模原市の小児医療費助成事業に係る助成内容等一部変更について》

相模原市が実施する小児医療費助成事業について、令和6年8月診療分（9月提出分）から次のとおり助成内容等の一部変更を行います。

【1 変更内容】

- ・ 高校生世代まで対象を拡大します（養育者の所得制限があります）。
※高校生世代とは、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者
- ・ 中学校3年生までの養育者の所得制限を撤廃します。

【2 患者一部負担金】

- ・ 中学生以上は、通院1回につき500円
 - 500円に満たない場合はその額を徴収
 - 調剤は患者一部負担金徴収の対象外
 - 養育者の市民税が非課税の場合は患者一部負担金徴収の対象外

◎ 制度拡充に伴う変更点一覧

令和6年7月診療分まで

対象年齢	0歳～中学校3年生	
所得制限	1歳から中学校3年生まであり	
通院 ・ 歯科 ・ 訪問	小学校6年生まで全額助成	
	中学生は、市民税非課税世帯を除き、通院1回あたり500円を超える額を助成	
入院 ・ 調剤	中学校3年生まで全額助成	
医療証	名称	小児医療証
	色	白色
更新方法	誕生日ごとの月次更新	



令和6年8月診療分から

対象年齢	0歳～ 高校生世代	
所得制限	中学校3年生までなし 高校生世代からあり	
通院 ・ 歯科 ・ 訪問	小学校6年生まで全額助成	
	中学生以上は、市民税非課税世帯を除き、通院1回あたり500円を超える額を助成	
入院 ・ 調剤	高校生世代まで全額助成	
医療証	名称	こども医療証
	色	緑色
更新方法	8月1日一斉更新	

◎ 新しい「こども医療証」(緑色)について

令和6年7月下旬に既存の受給者全員と新たに対象となる方に「こども医療証」(緑色)を送付します。

◎ レセプトの請求方法について

- 従前と変更はありません。
- 令和6年8月1日以後、「小児医療証」(白色)を窓口に提示された場合も有効期限内であれば、使用できます。公費負担者番号、受給者番号に変更はありませんので、従来どおりご請求ください。